

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
天ヶ瀬墓地公園指定管理事業(その2)	自 令和 3年度 至 令和 6年度	10,500

令和3年度宇治市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水人口 184,000人
- (2) 給水戸数 83,700戸
- (3) 年間総配水量 20,778,000 m<sup>3</sup>  
(内訳) (単位 m<sup>3</sup>)

自己水源(浄水場)					京都府営 水道
宇治	神明	西小倉	広野町	池尾	
5,203,000	161,000	1,028,000	83,000	2,000	14,301,000

- (4) 一日平均配水量 57,000 m<sup>3</sup>
- (5) 一日最大配水量 62,000 m<sup>3</sup>
- (6) 一人一日平均配水量 310ℓ
- (7) 一人一日最大配水量 337ℓ
- (8) 主要な建設改良事業

(ア) 施設改良事業 2,260,573千円

下水道受託工事ほか

φ50mm~350mm L=2,050m

老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか

φ50mm~450mm L=6,065m

配水管改良工事等に伴う舗装本復旧工事

A=19,950 m<sup>2</sup>

浄水配水施設改良工事

浄水配水施設改良工事一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 3,914,374千円
- 第1項 営業収益 3,400,348千円
- 第2項 営業外収益 513,968千円
- 第3項 特別利益 58千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 4,054,342千円
- 第1項 営業費用 3,968,043千円
- 第2項 営業外費用 79,522千円
- 第3項 特別損失 5,777千円
- 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額753,732千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額167,358千円、過年度分損益勘定留保資金297,869千円及び当年度分損益勘定留保資金288,505千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 2,012,666千円
- 第1項 企業債 1,436,800千円
- 第2項 寄付金 15,000千円
- 第3項 工事負担金 363,521千円

第4項 出資金 197,345千円

支 出

- 第1款 資本的支出 2,766,398千円
- 第1項 建設改良費 2,317,799千円
- 第2項 企業債償還金 447,599千円
- 第3項 予備費 1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
宇治浄水場急速ろ過池ほか更新事業 工事管理委託業務	自 令和3年度 至 令和5年度	20,000
琵琶送水管改良事業	自 令和3年度 至 令和4年度	555,000
宇治浄水場急速ろ過池ほか更新事業	自 令和3年度 至 令和5年度	373,000
宇治浄水場電気設備更新事業(その3)	自 令和3年度 至 令和4年度	110,000
琵琶ポンプ場電気設備改良事業	自 令和3年度 至 令和4年度	203,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	1,436,800	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券発行 又は 証券発行 発行価格 は額面金額 100円につき 98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。
合 計	1,436,800			政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経

なければならない。

- (1) 職員給与費 638,983 千円
- (他会計からの補助金)

第10条 上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,814千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、41,535千円と定める。

令和3年度宇治市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 1,970 ha
- (2) 年間総処理水量 19,500,000 m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 53,425 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - (ア) 管渠（汚水）建設費 2,127,711 千円  
洛南処理区 L=3,893m
  - (イ) 管渠等（雨水）建設費 1,611,200 千円  
東宇治処理区雨水施設整備事業  
洛南処理区雨水施設整備事業
  - (ウ) 処理場建設費 980,849 千円  
東宇治浄化センター 11・12池建設工事  
東宇治浄化センター 改築修繕工事
  - (エ) 流域下水道建設費 262,435 千円  
洛南浄化センター 建設事業費負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 5,735,502 千円
  - 第1項 営業収益 3,067,411 千円
  - 第2項 営業外収益 2,668,091 千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 5,639,859 千円
  - 第1項 営業費用 4,961,157 千円
  - 第2項 営業外費用 664,222 千円
  - 第3項 特別損失 10,480 千円
  - 第4項 予備費 4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,657,734千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額281,651千円、過年度分損益勘定留保資金383,369千円及び当年度分損益勘定留保資金992,714千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入 5,658,527 千円
  - 第1項 企業債 3,276,800 千円
  - 第2項 国庫補助金 1,608,000 千円
  - 第3項 他会計出資金 535,138 千円
  - 第4項 他会計補助金 238,589 千円

支 出

- 第1款 資本的支出 7,316,261 千円
    - 第1項 建設改良費 4,982,195 千円
    - 第2項 企業債償還金 2,330,066 千円
    - 第3項 予備費 4,000 千円
- (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
宇治市水洗便所改造資金融資あっ旋制度に対する利子補給補助（令和3年度分）	自 令和3年度 至 令和10年度	融資金利子に相当する額
井川排水機場改築修繕事業	自 令和3年度 至 令和4年度	187,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
下水道事業債	3,276,800	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	3,276,800				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 364,792 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,177,891千円である。

令和3年度宇治市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）

令和3年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,468,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
4. 府支出金		12,774,467	1,000	12,775,467
	1. 府補助金	12,774,467	1,000	12,775,467
歳入合計		17,467,000	1,000	17,468,000

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 保険給付費		12,710,321	1,000	12,711,321
	7. 傷病手当金	0	1,000	1,000
歳出合計		17,467,000	1,000	17,468,000

公告

宇治市公告第11号

公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により、宇治都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり公聴会を開催します。

令和3年4月16日

宇治市長 松村 淳子

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和3年5月10日（月）午後2時から

(2) 場所

広野公民館（宇治市広野町寺山17番地の403）

2 作成しようとする都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画を変更しようとする土地の区域

ア 3・5・109号大久保駅前線

廃止しようとする部分

宇治市大久保町西裏の一部

3 作成しようとする都市計画の変更案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

宇治市都市整備部都市計画課及び行政資料コーナー

(2) 閲覧期間

令和3年4月16日（金）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 公述申出の方法等

(1) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（参考様式）を市長に提出しなければなりません。

(2) 公述申出者の要件

公述申出者は、次のいずれかに該当する者となります。

ア 当該都市計画区域内において住所を有する者

イ 当該都市計画区域内にある土地又は土地に定着した物件に

ついて権利を有する者等、当該都市計画の変更案について利害関係を有する者

(3) 公述申出書の提出先及び提出期限

郵送又は持参により提出してください。

ア 提出先

〒611-8501

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市都市整備部都市計画課

イ 提出期限

令和3年4月30日（金）午後5時必着

(4) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の

内容に沿って意見を述べるものとします。ただし、必要と認められたときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがあります。

5 公聴会の中止

公述申出がない場合、公聴会は開催しません。

参考様式

年 月 日

宇治市長宛て

住所

申出人氏名

電話番号

公述申出書

令和3年4月16日付で公告された宇治都市計画道路の変更に関する都市計画の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

意見の要旨及びその理由

注意

1 800字以内で記載してください。

2 楷書で明瞭に記載してください。

**公平委員会**

(揭示済)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市公平委員会  
委員長 後藤 美穂

**宇治市公平委員会規則第1号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「理事」を「理事 技監」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

**公営企業****宇治市上下水道事業告示第6号**

収納の事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金等の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和3年4月1日

宇治市長 松村 淳子

## 1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都江東区木場5-10-11

国分グローサースチェーン株式会社

東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

東京都千代田区紀尾井町1番3号

PayPay株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区西品川一丁目1番1号

LINE Pay株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

## 2 委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納

## 3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

